

## 除雪に関する調査 建設水道常任委員長報告

建設水道常任委員会において行いました「除雪に関する調査」の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

近年、地球温暖化に伴う大気中の水蒸気量の増加などが原因とされる突発的な大雪により、交通障害や路面凍結に伴う事故などが多発しており、本市においても、記録的な大雪による同様の被害が発生し、市民生活や社会活動に大きな影響が生じております。

当委員会では、市民の安全で安心なくらしを守るために、雪害による影響を低減し、道路環境の保全を図ることが重要であることから「除雪に関する調査」を調査項目として決定し、令和4年2月より計12回の委員会を開催いたしました。

この間、市当局から詳細な説明を聴取するとともに、維持補修センターにおいて除雪機械の保有台数や維持管理状況を調査いたしました。

また、参考人として、福島県県北建設事務所より、所長の長嶺勝広氏、企画管理部主幹兼企画管理部長の佐藤岳晴氏、企画調査課長の小野田慎氏を招致し、除雪に関する国庫補助制度や県管理道路における除雪体制などについて聴取したほか、東北工業大学名誉教授で地域社会デザイン研究所代表の沼野夏生氏を招致し、自助、共助、公助を可能とする除雪環境整備や降雪状況にばらつきがある地域での除雪取組成功事例などについて意見を聴取いたしました。

さらに、先進事例などを調査するため、宮城県名取市、岩手県滝沢市及び秋田県横手市への行政視察を実施するなど、詳細な調査を実施いたしました。

以下、調査の結果についてご報告申し上げます。

はじめに、本市の大雪状況について申し上げます。

平成 26 年 2 月に発生した記録的な大雪、いわゆるバレンタイン豪雪では、そのシーズンの 1 日当たり最大降雪量が 37 センチメートル、2 月だけで 103 センチメートルもの降雪となり、極端な大雪に見舞われました。本市では当時、除染作業を実施していたため、除染作業員の除雪作業への動員や県所有のロータリー除雪車の貸出しにより、積雪の多い地域を中心に除排雪を行いました。

一方、令和 3 年 12 月下旬から翌年 2 月にかけての大雪では、例年より少し多い 1 日当たり最大降雪量 25 センチメートルでしたが、年間降雪量は 202 センチメートルを記録し、バレンタイン豪雪があった平成 25 年度の年間降雪量 145 センチメートルと比較しても長期にわたり降り継ぎました。市では、交通事情に配慮し、深夜から早朝にかけて優先する路線より除雪を行いましたが、降り続いた雪が車両に踏み固められ圧雪状態のまま凍結したことなどにより除雪作業が追いつかず、けがなどの人的被害や交通障害など、各方面にわたる市民生活に多大な影響が生じました。

次に、本市の除雪体制の現状について申し上げます。

本市では、通年 8 台の除雪機械を保有し、3 班 16 名編成の作業体制であります。凍結防止剤散布車や散布機を使用するとともに固定式凍結防止剤散布装置を各地へ設置し、凍結防止に努めております。また、令和 3 年度は除雪路線以外にもスポット的な除雪業務委託を含め計 52 社の除雪業者と委託契約しており、除雪業者保有の機械台数はリースも合わせ 734 台となっております。そして、年度ごとに作成している「福島市道路除雪計画書」に基づき、維持補修センター直営と除雪委託業者により、雪害の発生を未然に防止し、主要な交通輸送路線を確保することを目的とした除雪業務を実施しております。

課題としては、想定を上回る降雪の際、市単独での対応では限界があること

から、自助共助の体制確立のため市民による除雪活動に対する理解を得る必要があること、市民に対し除雪対象路線や費用など、現在行っている除雪に関する広報や周知では十分でないため、除雪路線ではない生活道路への除雪要望や問合せが多いことなどが挙げられます。

このような課題の解決に向けた取組では、「除雪力強化パッケージ」として、除雪体制の強化に加え、SNSやホームページを活用した情報発信の強化、市民への貸出用具の充実や団体への融雪剤の配布、小型除雪機械の貸出し及び購入補助など総合的な対策の強化を図ることとしております。

また、本年11月には、昨年度の大雪を教訓に今後の大雪の備えとして「福島市除雪対応マニュアル」を策定し、市民共創による効率的かつ効果的な除雪を実施することとしております。

さらに、本市では、地域の実態に応じた地区防災計画の作成支援を進めており、昨年度作成支援を行った杉妻地区防災計画では大雪時の災害対応を項目に盛り込み、今年度策定地区に対しても大雪対応に関し助言を行ったとのことであります。今後は各地区において大雪を災害という視点で捉え、それぞれの地区的特性や実情に合わせた具体的で実行性のある計画を策定されることが期待されます。

次に、参考人招致により得られた内容について申し上げます。

福島県県北建設事務所では、除雪の効率化や交通障害解消を図るため、豪雪時には県道、市道といった管理道路の垣根を超えて、除雪作業を柔軟に実施することとしております。

昨年度の大雪時にも、県の除雪機械で市道の応援に入った事例があり、今後においても道路管理者同士の連携による柔軟な対応は重要であります。

また、県においては、安定的な除雪体制確保のため、除雪業者との委託契約

の中で降雪の有無に関わらず一定程度の人員費を保証する基本待機保証と、民間借上げ機械に対し除雪機械の拘束料である固定経費の発注者負担について取り決めており、有効性を発揮しております。

さらに、行政間での連携だけでなく、除雪機械が入れないような生活道路や歩道などの除雪については、市民による除雪活動が重要であります。沼野参考人によれば、共助の必要性を市民と共有するための情報公開や周知活動が重要であり、実際に行行政と地区住民がお互いの課題を話し合って相互理解を深め、官民協働の除排雪に取り組んだ事例は参考となるべきものであります。

次に、先進地視察で確認した各市の取組について、その特徴を3点に整理し、申し上げます。

1点目は、自助、共助を可能とする環境整備の取組です。

名取市では、冬期間における歩道や生活道路、通学路などの市管理道路の安全な歩行空間確保のため、町内会やPTAなど任意団体による除雪ボランティア登録事業を実施しておりました。登録団体に対し市が雪かきスコップや除雪ダンプの支給、融雪剤の提供、さらには保険制度の適用などの支援を行うことで、除雪に対する意識を高め、自発的な除雪活動を促進してきました。

2点目は、市、市民、除雪業者による三者協働除雪体制の取組です。滝沢市では、市、自治会、除雪業者の三者による除雪懇談会を実施し、各地域によってさまざまな雪に関する課題や三者それぞれの立場での役割などを情報共有することで課題解決を図る活動を行っておりました。

3点目は、地域の除雪力を高める情報発信の取組です。横手市では、除排雪の基本的なルールや市の各種助成制度の内容など、冬季の市民生活全般において必要な情報をまとめたルールブックを作成しておりました。除雪のみならず、高齢者宅の雪寄せ支援事業など福祉分野の制度について併せて紹介するとと

もに、地域の除雪力向上を具体化するための市、市民、除雪業者の適切な役割分担について示されたテキストブックとしても活用されておりました。また、雪による交通規制や市民向け除排雪全般の市民にいち早く伝えたい情報は、市の広報紙やチラシ、ホームページ以外にも、デジタル掲示板の使用やローカルFM局を通じて発信するなど、タイムリーに届くよう努力しているとのことでありました。

以上の調査活動を踏まえ、雪害の影響を低減し、安全安心な道路環境の保全を図るため、市当局に対して次の4点について提言いたします。

1点目は、除雪体制の安定的な確保とその強化についてであります。

本市においては、平常時でも雪の多い西部方面の地区を中心に直営 16 名で除雪対応しておりますが、短時間での集中的な大雪が市内全域で発生した場合、他地区の担当業者による応援だけでは十分といえば、想定を超えるような大雪に対応できる体制を確保しておく必要があります。県からの重機、オペレーターの支援など道路管理者間の連携を密にし、県道、市道の除雪応援だけでなく相互乗り入れを実施するなど、より柔軟な対応を検討することが求められます。また、オペレーターの再雇用などの工夫により直営の作業人員を増強し、府内においては除雪担当部署が除雪作業に専念できるような役割分担を行うことで、除雪体制の強化を図るべきであります。

さらには、除雪業者との委託契約方法について待機料を検討するほか、オペレーターの資格に対する補助及び技術力向上のための支援を行い、民間同士の交流や情報交換について市が働きかけることで担い手を確保し、突発的な大雪にも対応できる安定した除雪体制を確保すべきであります。

2点目は、市、市民、除雪業者の連携についてであります。

本市の除雪路線は、緊急輸送路や1級、2級市道及びバス路線などの主要幹

線が主であり、生活道路や歩道、通学路などの安全確保のためには市民による除雪活動が不可欠であります。公助、自助、共助による除雪体制を構築していくためには、各地域における課題解決を目的として、市、市民、除雪業者の三者がお互いを理解し合い、それぞれの役割を明確にするための協議の場が必要であります。市が主体となって三者協議の場を設け、各地区における自助、共助の可能性と公助の必要性や雪寄せ場の確保、排雪運搬などについて情報共有することで、市民参加を含めた三者連携による除雪活動を促進する環境を整備すべきであります。

3点目は、小型除雪機械貸出し制度の拡充についてであります。

先ほども申し上げた市民参加による除雪活動を促進する環境整備のためには、除雪機材の支援も重要となります。小型除雪機械貸出し制度についてはすでに本市でも行っているところですが、借受け団体の条件が2以上の隣接町内会であることや運搬車の手配から運搬、返却までをすべて借受けた側が行う必要があるなど、より市民の実情に寄り添った制度とするためには改善の余地があると考えます。市民の利便性を考慮し、貸出し可能な支所や小型除雪機械の機種及び台数を拡充するとともに、地域の特性に合わせた幅広い貸出し方法を検討するなど制度の見直しを行るべきであります。

4点目は、市民に向けた除雪に関する情報発信についてであります。

除雪に関する情報について市民への広報や周知が十分でないことは、本市も認識しており課題の一つとなっております。市民による除雪活動への意識醸成を図るには、行政の除雪業務に対する理解を得ることが肝要であります。除雪の出動基準や除雪体制、予算面についての情報公開に合わせ、除雪作業における基本的なルールや市の補助制度など幅広く広報することで、公助、自助、共助に対する理解を促すとともに、市民に寄り添ったわかりやすい情報発信に努

めるべきであります。

以上4点の提言をいたしましたが、最後に、調査にあたりご協力いただきました皆様には厚く御礼を申し上げます。

今年の冬も厳しい寒さが予想され、昨年度のような大雪となる可能性も考えられます。突発的な大雪による交通障害や路面凍結に伴う事故などの雪害に対応した様々な施策によって、本市が市民の安全で安心なくらしを守る除雪力の高いまちとなりますことを祈念いたしまして、本市の除雪に関する調査の報告といたします。